

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改め、同様式1中「(2)」を「(1)」に改め、同様式2中「(3)」を「(2)」に改め、同様式3中「(4)」を「(3)」に改め、同様式4中「(5)」を「(4)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを1ずつ繰り上げる。